

# 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の概要

平成22年4月1日施行

## 制度の趣旨

家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、公立高校の授業料を無償化するとともに、高等学校等就学支援金を創設して、家庭の教育費負担を軽減する。

## 制度の概要

### (1) 対象となる学校種

対象となる学校種は、国公私立の高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)、高等専門学校(1~3年生)、専修学校・各種学校等(高等学校に類する課程として文部科学省令で定めるもの※)とする。

※ 専修学校の高等課程

各種学校のうち外国人学校であって、文部科学省令で定める要件を満たすものとして文部科学大臣が指定するもの

### (2) 公立高等学校に係る措置

公立高等学校(中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)を含む。)については授業料を不徴収とし、地方公共団体に対して授業料収入相当額を国費により負担する。

### (3) 私立高等学校等に係る措置

(2)以外の高等学校等の生徒については、高等学校等就学支援金として授業料について一定額(私立高等学校等に在学する低所得世帯の生徒は増額※)を助成(学校設置者が代理受領)。

※所得(市町村民税所得割額により判断)に応じ、一定額(118,800円)を1.5~2倍した額を上限に助成。

市町村民税非課税(年収250万円未満程度の世帯\*を想定)

237,600円(2倍)

所得割額18,900円未満(年収250~350万円未満程度の世帯\*を想定)

178,200円(1.5倍)

(\* 両親と子ども2人の世帯の場合)

## 公立高校 - 不徴収による授業料無償化 -

生徒

国

国費負担により授業料を不徴収に

授業料収入相当額  
公立高等学校運営費

都道府県・市町村等

## 私立高校 - 就学支援金の支給により、教育費負担を軽減 -

生徒

国

就学支援金額を  
授業料から減額

経由して申請

就学支援金の費用  
を国費で負担

学校設置者

都道府県

「就学支援金」を代理して受領

国立学校については、国から  
直接学校設置者へ支給

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び  
高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令の概要

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）の施行に伴い、公立高校の授業料不徴収に伴う交付金の算定方法、高等学校等就学支援金の支給限度額等の必要な規定の整備を行う。

1. 公立高校の授業料不徴収に伴う交付金の算定（第1条）

○ 交付金算定の基礎となる額（「公立高等学校基礎授業料月額」）

高等学校及び中等教育学校の後期課程の全日制の課程	9900円
高等学校及び中等教育学校の後期課程の定時制の課程	2700円
高等学校及び中等教育学校の後期課程の通信制の課程	520円
特別支援学校の高等部	400円

○ 授業料の不徴収に伴い地方公共団体に交付される交付金の算定方法

（公立高等学校基礎授業料月額×12×10月1日現在の在 student 数）（※）  
×文部科学大臣が財務大臣と協議して定める率  
※カッコ内は、公立高等学校基礎授業料月額の区分ごとに計算した額を合計する。

2. 私立高等学校等に在学した期間の計算の特例（第2条）

定時制・通信制の課程の生徒について在学期間の限度を48月とするための特例を定める。

3. 高等学校等就学支援金の支給限度額（第3条）

私立高等学校等（以下に掲げるものを除く）	9900円
国立の高等学校及び中等教育学校の後期課程	9600円
履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定めるもの	省令で定める方法により算定した額
国立の特別支援学校の高等部	400円

4. 支給限度額の加算（第4条）

- 就学支援金の支給限度額が加算される対象となる生徒が在学する私立高等学校等として、国公立以外の私立高等学校等（高等専門学校は国公立を含む）を定める。
- 所得を判断する対象となる保護者等
  - i) 親権を行う者（未成年後見人を含む。児童相談所長その他の省令で定める者を除く。）
  - ii) i)の者がいない場合は、受給権者の生計を主として維持する者
- 所得の基準及び支給限度額の加算
  - ・保護者等の市町村民税所得割が1万8900円未満の場合・・・1.5倍に加算
  - ・保護者等の市町村民税所得割が非課税の場合・・・2倍に加算

5. 就学支援金の支給の停止（第5条）

就学支援金の支給停止の手続（法第9条）による停止の期間等を定める。

施行日：平成22年4月1日

## 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の概要

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）及び同法施行令の施行に伴い、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を定める等の必要な規定の整備を行うもの。

### 1. 法第2条第1項第5号の専修学校及び各種学校（第1条）

- ① 専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものを定める。
  - i) 専修学校の高等課程
  - ii) 各種学校であつて、我が国に居住する外国人を専ら対象とするもののうち、次のもの
    - イ 高等学校に対応する外国の学校の課程と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられたものであつて、文部科学大臣が指定したもの
    - ロ イに掲げるもののほか、その教育活動等について、文部科学大臣が指定する団体の認定を受けたものであつて、文部科学大臣が指定したもの
    - ハ イ及びロに掲げるもののほか、文部科学大臣が定めるところにより、高等学校の課程に類する課程を置くものと認められるものとして、文部科学大臣が指定したもの
- ② 学校教育法以外の法律に特別の規定がある教育施設のうち高等学校の課程に類する課程として、独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の本科を定める。

### 2. 受給資格の認定に関する手続等（第3条～第7条）

- 受給資格の認定申請の様式、受給資格が消滅した場合の手続等を定める。
- 授業料を月額以外の方法で定める場合の計算方法、履修科目の単位数に応じて授業料を定める場合の支給限度額の計算方法等を定める。
- 学校設置者は、授業料額を証明する書類を都道府県に提出すること等の手続を定める。

### 4. 支給限度額の加算に係る手続等（第8条）

- 所得を判断する対象となる保護者等として政令第4条第2項第1号に定める親権者から除く者として、児童相談所長、児童福祉施設の長、その他受給権者がその就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる者を定める。
- 受給権者は、市町村民税の所得割額を証明する書類を添えて支給限度額加算の届出書を提出すること等の手続を定める。

### 5. 就学支援金の支給に関する細目等（第9条～第15条）

- 就学支援金の支給停止及び再開（法第9条）の申出のための様式・手続を定める。
- 都道府県知事は、受給権者等からの請求により支給実績証明書を発行すること。
- 都道府県知事は、支給に関する事務の一部を学校設置者等に委託できること。

施行日：平成22年4月1日